

第四十五回帝國議會 農會法案委員會議錄（速記）第三回

大正十一年二月二十一日午後一時十分開議
會議

出席委員左ノ如シ

委員長 植場

理事 八田 宗吉君

理事 土井 権大君

小鹽八郎右衛門君 伊藤 廣幾君

天春 文衡君 多木久米次郎君

成田 義信君 中倉万次郎君

市村 貞藏君 齋藤宇一郎君

佐久間啓莊君 守屋松之助君

出席政府委員左ノ如シ

農商務次官 田中 隆三君

農商務書記官 石黒 忠鶴君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農會法案

○植場委員長 開會ヲ致シマス、本日ハ此農會法ニ付テ計論ヲ承リタイト思ヒマスガ、別段細カク逐條ニ依テヤラナ

イデモ、一括シテ差支ナカラウカト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○植場委員長 ソレデハ一括シテ討論ヲ願フコトニ致シマ

ス

○成田委員 私ハ茲ニ希望條件ヲ附シテ本案ニ賛成ヲ致

シタイト存シマス、願ハクハ全會一致テ速ニ可決テ希望致

ス次第アリマス、其附帶條件、希望條件ノ趣意ハ「政府ハ

農事改良發達ノ任ニ當リ農會ニ對シ毎年國庫ヨリ金百萬圓

ノ補助金ヲ交付シ事業ノ遂行ヲ助長セラレンコトヲ望ム」斯

ウ云フ希望條件デゴザイマス、理由トシマシテハ極ク簡單

ニ申述ベマスガ、御承知ノ如ク農家ノ目下納メテ居ル所ノ

稅金ト云フモノハ、商工業者ニ比較シマシテ餘程多イノデ

アリマス、處ニモ依リマスケレドモ、概シテ申シマスレバ、

三分ノ一位ハ平均シマシテモ多イコトト思ヒマス、頗ル偏

輕偏重ノ誹ヲ免レヌノデゴザイマス、是等ニ付キマシテハ、

稅制ノ根本整理ノ際ニ吾々ハ速ニ稅制ヲ根本的ニ改善シ

テ戴キタイト思フノデゴザイマスケレドモ、目下ノ狀態ハ斯

様ナ次第デゴザイマスカラ、飽迄モ農民ニ對シ、又農民ヲ指導スル所ノ農會ナドニハ、極力補助ヲ充行ウテ指導ノ任ニ當リ、一面產業ノ能率カラ言ヒマシテモ、一面農民救濟ノ意味カラ言ヒマシテモ、ドウシテモ農會ノ多大ノ活動ヲ望ムコ

トガ、頗ル必要デアラウト思フノガ第一番ノ理由デアリマス第一番ニハ社會政策——農家ノ社會政策ノ意味カラ申シマシテモ、此希望條件ハ實ヲ舉ゲタイ積リテゴザイマス、此最低デアリマス、吾々ノ望ム所ハ五百萬圓位ヲ望ンデ置キ

百萬圓ト云フノハ、吾々カラ考ヘテ見マスト餘程少ナイノデ、

イノニ對シマシテハ、微々タルモノニアリマス、是ハ吾々ハ

タイノデゴザイマスガ、本案ノ改正ト同時ニ望ムノモ、財政

上ノ都合モアリマスカラ、茲ニ明記ハ致シマセヌガ、吾々ノ

茲ニ希望トシテ百萬圓ト云フノハ、最低額デアリマス、是ハ

一時忍ンデ置キタイト云フノミデゴザイマシテ、出來ル限

リハ此次ノ改正ノ時分ニハ、五百萬圓位ノ要求ヲ致シテ置

キタインデアリマス、是ハ農民ノ能率ヲ殖ス上ニ於キマシ

テモ、只今申述ベマシタ農民ガ非常ニ苦シイ今日ノ現狀

ニゴザイマスノデ、之ヲ救濟スルノ意味ニ於キマシテモ、社

會政策ノ意味ニ於キマシテモ、是ハ當然支出スルノガ當リ

前デアラウト云フ考ヲ持テ居ル、此一ツノ理由ヲ以テ、本

案ヲ速ニ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○齊藤委員 私共モ本案ヲ非常ニ重要ナル法律トシテ、大

ニ審議ヲ致シタノデアリマス、細カニ論ジマスレバ、前日來

ノ質問應答ニ依テ述ベマシタ農民ガ非常ニ苦シイ今日ノ現狀

ガ併シ今回ノ法律案ニ依テ十數年來希望シテ居リマシ

タ、會費徵收權ト云フ大目的ヲ達スルコトヲ得ルコトニナ

リマシタ、其點ニ満足スルノ故ヲ以テ、先づ無瑕デ此案ニ對

シテ贊成ヲ致スノデアリマス、政府ハ此法律實行ト共ニ、今

日マテ發達致シテ參リマシタ農會ヲ益々助成シ、其本能ヲ

完ウセシメ、以テ我日本國ノ農業ノ前途ニ一大進歩發達

ヲ致セサマシテ、農村ノ健全ナル發達、並ニ食糧問題ノ解

決產業上發展ノ原因タル原料ノ供給是等ノ目的ヲ十分ニ

達スルヤウニ、大ニ考慮セラレンコトヲ望ムノデアリマス、

此場合ニ於テ私ハ重不テ申シマスガ、農商務當局ノ言明ニ

依テモ、稍ニ吾々ハ諒解シテ居ルノデアリマスガ、近來地

方ニ於テ農會ヲ輕視スル者ガアル、隨テ農會發達ヲ妨ダル

嫌ガアルノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、農商務省ハ十

分ニ考慮ニ致サレマシテ、サウシテ地方ノ行政ト相俟テ國

家ノ要求スル點ニ付テ、農會ノ活動スルコトノ出來ルヤウ

ニ努メラレンコトヲ望ムノデアリマス、而シテ私共モ一ノ

附帶條件ヲ決議致シタノト思フノデアリマス、ソレハ第十

一條中ニ、農會員ノ資格ヲ定メル箇條ガアルノデアリマス、

其中ニ「原野」ト云フ文字ヲ使テ居ルノデアリマス、是ハ其範圍ガ甚ダ漠然トシテ居リマシテ、全ク農業ニ關係シナイ

コトヲ望ムノデアリマス、即チ斯様ナ意味ノ附帶決議ヲシ

モ其等ニ及ブノデアリマス、關係ナキ原野ニ及ボスト云フコトハ、此會費負擔ノ上ニ不公平ヲ來ス虞ガアリマスカラ、

施行規則ニ於テ明ニ其範圍ヲ限定スルヤウニ規定セラレン

コトヲ望ムノナルコトヲ施行規則ニ明記スルコト」斯ウ云フ決

議ヲシタノト思フノデアリマス、尙ホ只今成田君カラ提案

ニナリマシタ、百萬圓以上ト云フ補助額ニ對スル附帶決議ヲ

ハ、私共贊成ヲ致スノデアリマス、農商務省ハ此附帶決議ヲ

重ンジテ、少ナクトモ是ダケノ補助ハ近キ將來ニ於テ、農會

ガ獲得スルコトノ出來ルヤウニ努力セラレンコトヲ望ムノ

ノ附帶決議ニ付キマシテモ同意セラレンコトヲ希望致シマス

ス

○多木委員 私モ本案ニハ贊成デゴザイマス、併ナガラ此

農會ニ徵收權ヲ與ヘタト云フコトハ、洵ニ喜ブベキ事デア

リマシタ、其點ニ満足スルノ故ヲ以テ、先づ無瑕デ此案ニ對

シテ贊成ヲ致スノデアリマス、政府ハ此法律實行ト共ニ、今

日マテ發達致シテ參リマシタ農會ヲ益々助成シ、其本能ヲ

完ウセシメ、以テ我日本國ノ農業ノ前途ニ一大進歩發達

ヲ致セサマシテ、農村ノ健全ナル發達、並ニ食糧問題ノ解

決產業上發展ノ原因タル原料ノ供給是等ノ目的ヲ十分ニ

達スルヤウニ、大ニ考慮セラレンコトヲ望ムノデアリマス、

此場合ニ於テ私ハ重不テ申シマスガ、農商務當局ノ言明ニ

依テモ、稍ニ吾々ハ諒解シテ居ルノデアリマスガ、近來地

方ニ於テ農會ヲ輕視スル者ガアル、隨テ農會發達ヲ妨ダル

嫌ガアルノデアリマス、此點ニ付キマシテハ、農商務省ハ十

分ニ考慮ニ致サレマシテ、サウシテ地方ノ行政ト相俟テ國

家ノ要求スル點ニ付テ、農會ノ活動スルコトノ出來ルヤウ

ニ努メラレンコトヲ望ムノデアリマス、而シテ私共モ一ノ

附帶條件ヲ決議致シタノト思フノデアリマス、ソレハ第十

一條中ニ、農會員ノ資格ヲ定メル箇條ガアルノデアリマス、

彌モ行テ仕事ヲシナイ、勸業費ハ旅費日當ニ多ク取ル、相

導監督スル人ハアリマスガ、旅費モ無ケレバナラニコトハ

思ヒマス、使方ガ功勞ノアル人ノ、模範ニナル者ノ表

彰式ノ費用ガ少ナクシテ旅費日當ニ大部分使フ弊ガアル、

サウシテ費用ガ足ラヌト云フ、大體徵收權ハ長イ問題デア
リマスケレドモ、政府ガ今日マデ許サナカタコトヲ多トシ
テ居ル、徵收權ヲ切望シタモノハ天下全體ノ農家ガ希望シ
タカ、此費用ヲ消費スル所ノ人人ノ希望カ、ソレガ何レカ輿論
デアルカト云フコトヲ政府ハ能ク御考ニナッテモ分ル、御抜
リハアリマスマイガ、之ヲ全然贊成致シマスト同時ニ、一層
ノ御注意ヲ仰ギタイ、申上ダタイコトハ澤山アリマスガ、是
ダケ希望ヲ述ベテ置キマス

○成田委員 只今ノ齋藤君ノハアレハ、私ノ希望條件ト一
緒ニスルコトニシマスカ、別途ニ致シマスカ

○齋藤委員 一緒ニ御贊成下サレバ、此決議デ……

○成田委員 贊成致シマス、ドウカ速ニ本案ノ可決ヲ望ミ
マス

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○植場委員長 モウ別段御意見ハアリマセヌカ——ソレジ
ヤ農會法ヲ一括シテ採決致シマス、農會法ハ溝場一致御意
見ハ無イモノトシテ、確定シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○植場委員長 ソレジヤ可決確定致シマシタ、ソレカラ希
望條件ガニシアリマス、一ツハ成田君ノ提出デアリマス、希
望條件「政府ハ農事改良發達ノ任ニ當ル農會ニ對シ毎年國
庫ヨリ金一百萬圓ノ補助金ヲ交付シ事業ノ遂行ヲ助長セラ
レンコトヲ望ム」御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○植場委員長 ソレヂヤ是モ溝場一致デ、此成田君ノ提案
ヲ決議致シマス、次ニハ齋藤君ノ御提案デアリマス「附帶決
議第十一條中ニ在ル原野ハ直接農業ニ關係アルモノニ限ル
モノナルコトヲ施行規則ニ明ニ記スルコト」之ニ御異議ア
リマセヌカ——附帶決議デナク是モ希望條件トナリマス、
御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○植場委員長 此希望條件モ溝場一致デ決定ニナリマシ
タ、サウ致シマスト、本委員會ハニシノ條件モ是デ決定致シ
マシタカラ、本日ハ是デ散會致シマス

午後二時三十二分散會